

「札幌市の屋外広告物に係る制度について」に対する市民意見の概要と札幌市の考え方

札幌市では、平成 30 年 11 月に公表した「札幌市の屋外広告物に係る制度について」に対する市民の皆様からのご意見等を参考に、条例案を取りまとめ、平成 31 年 2 月 8 日に招集が予定される平成 31 年第 1 回定例市議会に提案することといたしました。

この度、お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する札幌市の考え方を御報告いたします。お寄せいただいた御意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことを御了承下さい。なお、条例案と直接関係のない御意見については公表していません。

今後とも、屋外広告物行政への御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

平成 31 年 2 月

札幌市建設局総務部道路管理課

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話 011-211-2452 FAX011-218-5134



1 意見募集の概要

(1) 意見募集の期間

平成 30 年 11 月 22 日（木）から平成 30 年 12 月 21 日（金）【30 日間】

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、ホームページ

(3) 意見募集した資料の配布、閲覧場所

- ・札幌市役所本庁舎 2 階 市政刊行物コーナー
- ・札幌市役所本庁舎 6 階 建設局総務部道路管理課
- ・各区役所総務企画課広聴係
- ・各区土木部維持管理課管理係
- ・札幌市公式ホームページ

2 意見募集の結果

- (1) 意見の提出者数 2名
- (2) 意見の件数 4件
- (3) 意見の内訳

区分	件数
有資格者による点検義務に関すること	2件
許可の期間が1年以内の場合における特例の廃止に関すること	1件
管理者の資格要件の緩和に関すること	1件

No.	意見区分	意見（概要）	回答
1	有資格者による点検義務に関すること	<p>10 m²以下の広告物の資格者による点検義務はもう施行されているのでしょうか？</p> <p>また、小さな看板を設置している店は無数にあります。それらの看板全てに対して資格者を探し、管理、点検を依頼するのは難しいと思います。</p>	<p>施行時期については、パブリックコメント資料の項目4に記載のとおり、平成31年4月を予定しております。</p> <p>また、資料の項目2(2)に記載のとおり、1基あたり3 m²以下の自家用広告物については管理者および有資格の点検者が不要です。</p>
2	有資格者による点検義務に関すること	<p>責任体制を明確化するために、札幌市独自の点検士制度を導入してほしい。</p>	<p>本市においては条例上、点検者の資格を屋外広告士と同等の知識を有するものとしており、必要な資格について規則で具体的に定めております。そのため本市が独自に点検士制度等を導入することは考えておりません。</p>
3	許可の期間が1年以内の場合における特例の廃止に関すること	<p>資料の項目2(5)の特例が廃止になった場合、この場合の管理者の資格を講習会修了者のみでも可としていただきたい。</p>	<p>有資格管理者として講習会修了者のみの資格では、本市において十分とは言えないと考えております。</p>

4	管理者の 資格要件 の緩和に 関すること	有資格管理者の資格要件に、「屋外 広告物講習会を修了した者（以下「講 習会修了者」という。）」を追加（明確 化）してほしい。	有資格管理者の資格要件の一部と して「講習会修了者」は、現行条例に おいても明確に記載されております。 なお、講習会修了者という単独の資 格である場合、有資格管理者の資格と しては本市において十分とは言えな いと考えております。
---	-------------------------------	---	--